

広域紋別病院企業団監査委員告示第 2 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、令和元年度広域紋別病院企業団定期監査の結果に基づき措置状況の通知があったので、同法同条同項の規定により公表する。

令和 2 年 3 月 25 日

広域紋別病院企業団監査委員 村 井 毅

令和元年度 広域紋別病院企業団定期監査指摘事項等に係る措置状況

所 属	分 類	定期監査実施の結果	判 定						指摘事項等に至った原因	措置状況又は今後の対応方針
			指 摘	指 導	注 意	検 討	報 告 記 載	記 載 頁		
医事課	1-④ 滞納整理事務	滞納整理事務については、督促状や催告書の発布だけではなく、より効果的な方法を計画し、実行するよう昨年度の監査において指摘したところである。不能欠損の取組が計画されている等、一部改善が見受けられるが、全体的には取り組みが停滞気味である。 限られた人員の中で効率的に事務を進めるためにも、滞納整理のシステム化を進めるなど、事務の改善に努められたい。		○			○		滞納整理事務を担当する人員不足やエクセルにて未収金を管理しているなど、効率的に事務を進めることが出来ていない。	今後は滞納整理のシステム化を準備（医事会計システムと連動）し、効率的に事務を進めることが出来るよう改善に努める。また、年間徴収計画書を作成し、訪問徴収などの徴収業務を滞りなく実施出来るよう努める。
総務課	2-③ 旅費	航空券購入時の領収書の添付が無いものが見受けられた。		○			○		出張後に領収書を受け取ったが、添付を失念したため。	空路を利用する出張について、領収書の添付が未処理のものについては、決裁済みの旅行命令書に付箋を貼付しておき確認・点検を行うようにする。